

第26回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部課長会【結果】

令和2年9月10日(木)
16時00分から
防災対策室

検討事項1 感染防止徹底宣言ステッカー掲示について

1 取り組み内容

(1) 対象施設

- 全ての公共施設
- 管理監督権限を有している施設については、各法人等の裁量に任せる
- 多摩ニュータウン環境組合（清掃工場）は、所管部において調整をする

(2) 実施方法

- ① 各施設が該当する業種のチェックシートにて、実施している感染防止対策の実施状況を確認
- ② 感染防止対策が十分である場合は、各施設の施設管理者において印刷し掲示する
- ③ 感染防止対策が不十分の場合は、至急、感染防止策の徹底を図る

(3) 期間

- ① 開始・・・チェック終了次第実施
- ② 終了・・・東京都の実施機関に準ずる

2 その他

(1) 複合施設の取扱い

- ① 図書館や学童クラブなど、いくつかの所管にまたがる機能を有している場合でも、ステッカー掲示する名称は施設の総称を記入する（例：「ひじり館」など）
- ② 施設内において、所管が分かれているが、施設所管課が中心となり、各機能に応じたチェックシートにより感染防止策をチェックする。
- ③ メインの入り口に掲示する。それ以外の入り口については、施設の特性に応じて検討する

(2) 取組の啓発

公式HP等にて、市として感染防止徹底宣言ステッカーの掲示に取り組んでいることを啓発する

2 貸出施設における取り組み事例（主に、共通して取り組んでいる事項を抽出）

1 コールセンターの閉鎖

5月に市民情報対策部にてコールセンターを立ち上げ新型コロナウイルス感染症に対する問合せ対応を行った。その後、特定定額給付金の問合せが大半を占め、統括対策部（総務契約課）が業務を引き継ぎ、運営を行っていた。発足当時の問合せ件数は600件／一日を超えていたが、その後、徐々に落ち落ち着き、9月は10件／一日平均となっている。

上記の件数であれば、各所管の通常業務として、市民へ案内が可能であることから、コールセンターは、9月末をもって閉鎖する。

2 あたらなる多摩市支援策の啓発（周知）

詳細は後日、秘書広報課広報担当・防災安全課連名で電子施行により通知を行うものの、概要は以下の通り

(1) 情報収集方法

- ① 秘書広報課が共用キャビネット内に作成する一覧表（フォーマット）に、支援策等の担当課が、事業名・概要・連絡先、ホームページのページ ID 等の必要事項を入力

(2) 情報発信方法

- ① 一定期間を経て、多摩市公式HP等を更新。（その後適宜更新）
- ② 市内の掲示板へ掲示
- ③ 各公共施設管理者がプリントアウトし施設内掲示板へ掲示※掲示用の表は作成しない。各施設又は所管課で(1)①の表を活用し作成する。

(3) 実施開始時期

- ① フォーマットができ次第
- ② 各公共施設は、9月・10月・11月については、月に1回程度、最新情報を掲示してください

3 その他

掲載情報は、市民や地域（店舗含む）から他部署が実施している支援策について問合せが入った場合でも、当該HPのページを見れば、正しくご案内できる内容や精度に仕立ててください